

(平成25年10月30日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会神奈川地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年2月から同年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年2月から同年5月まで

私は、昭和50年3月頃、区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。また、52年4月に転居した際は、年金手帳を持参し、区役所で国民年金の住所変更手続を行った。

申立期間の国民年金保険料については、自宅に送付されてきた納付書により金融機関で定期的に納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が居住していた市の国民年金被保険者名簿、特殊台帳及びオンライン記録によると、i) 昭和50年3月に国民年金に任意加入後、61年4月に国民年金第3号被保険者の資格を取得するまでの10年以上にわたる国民年金加入期間において、申立期間を除き、国民年金保険料を全て納付している上、当該期間前後の保険料は現年度納付されていることが確認できること、ii) 第3号被保険者への種別変更手続及び住所変更手続を適切に行っていることが確認できることから、国民年金制度に対する関心及び保険料の納付意識は高かったものと認められ、その申立人が、途中の4か月と短期間である当該期間の保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成11年9月1日から12年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を、11年9月は26万円、同年10月から12年9月までは28万円に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成12年10月1日から19年3月1日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録については、別添の〈認められる標準報酬月額〉に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成12年10月から19年2月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年9月1日から19年3月1日まで
私は、A社に平成9年3月1日から19年2月28日まで勤務していた。申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が当時の給料支給額に比べて低く記録されており、納得できない。調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成11年9月1日から12年10月1日までの期間について、オンライン記録によると、申立人のA社における当該期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、11年9月は26万円、同年10月から12年4月までは28万円と記録されていたが、同年5月2日付けで、遡って15万円に引き下げられている上、3人の同僚についても、申立人と同様に標準報酬月額が引き下げられていることが確認できる。

また、A社の代表取締役は、当該標準報酬月額の遡及訂正について、

「社会保険事務所の職員から、滞納保険料の解消方法として、役員の標準報酬月額を遡及して引き下げる方法を助言され、それに従った。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、平成 12 年 5 月 2 日付けで行われた遡及訂正処理は事実即ちしたものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の 11 年 9 月 1 日から 12 年 9 月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 11 年 9 月は 26 万円、同年 10 月から 12 年 9 月までは 28 万円に訂正することが必要と認められる。

なお、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成 12 年 10 月 1 日）で、申立人の標準報酬月額は 15 万円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

- 2 申立期間のうち、平成 12 年 10 月 1 日から 19 年 3 月 1 日までの期間について、申立人は、当該期間の標準報酬月額の相違について申し立てているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間における標準報酬月額については、申立人が所持する給料支払明細書、普通預金通帳の給料振込額及び B 市が発行した市民税・県民税課税証明書により推認できる報酬額又は厚生年金保険料控除額から、別添の＜認められる標準報酬月額＞にすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、実際の給料より低い標準報酬月額に基づき厚生年金保険料を納付したとしていることから、事業主は、上記の給料支払明細書、普通預金通帳及び課税証明書により推認できる報酬額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別添

<認められる標準報酬月額>

被保険者期間	標準報酬月額
平成12年10月から同年12月まで	26万円
平成13年1月から14年2月まで	32万円
平成14年3月から15年8月まで	34万円
平成15年9月	38万円
平成15年10月から同年12月まで	34万円
平成16年1月	41万円
平成16年2月	34万円
平成16年3月	38万円
平成16年4月から同年8月まで	34万円
平成16年9月	38万円
平成16年10月から17年8月まで	34万円
平成17年9月から同年11月まで	32万円
平成17年12月から18年11月まで	34万円
平成18年12月から19年2月まで	36万円

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 51 年 1 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 50 年 1 月から同年 8 月までは 9 万 2,000 円、同年 9 月から同年 12 月までは 11 万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月 1 日から 51 年 1 月 1 日まで
私は、昭和 49 年 4 月 1 日に A 社に入社し、同社 B 事業所に配属され、51 年 1 月 1 日に同社 C 事業所へ異動となったが、50 年 1 月 1 日から 51 年 1 月 1 日までの期間が厚生年金保険被保険者期間となっていない。
調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A 社から提出された申立人に係る人事記録及び同僚の証言から、申立人が申立期間において同社に継続して勤務（昭和 51 年 1 月 1 日に、同社 B 事業所から同社 C 事業所に異動）していたことが認められる。

また、申立人の A 社 B 事業所に係る厚生年金保険被保険者原票では、申立人は、昭和 50 年 1 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失しているにもかかわらず、同年 9 月 1 日に標準報酬月額の随時改定が記載されており、当該記録を前提にすると、事業主が申立人の資格喪失日を同年 1 月 1 日と届け出たとは考え難い。

さらに、上記被保険者原票の進達記録欄には昭和 50 年 1 月 17 日と記録されており、当該被保険者原票の記載内容について日本年金機構 D 事務セ

ンターに照会したところ、「資格喪失年月日以降の資格記録である 50 年 9 月 1 日付け月額変更届の記録が抹消されておらず、年頭の処理であることを踏まえると、51 年 1 月 1 日資格喪失、同年 1 月 17 日進達記録処理の記録誤りである可能性がある。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和 51 年 1 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記被保険者原票の記載より、昭和 50 年 1 月から同年 8 月までは 9 万 2,000 円、同年 9 月から同年 12 月までは 11 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和35年12月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和35年12月21日から36年1月4日まで
私がA社に勤務していた期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていない。

私は、昭和35年8月にA社に入社した。申立期間は、同社C工場が操業を開始した時期で、私は、その操業開始に合わせて、同社の本社にあった工場から同社C工場に転勤となった。36年4月に退職するまで、同社に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（同社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の異動日については、申立人と同様にA社から同社C工場へ異動した同僚の証言から、昭和35年12月21日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額は、申立人のA社C工場における昭和36年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行した

か否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を75万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 10 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。

賞与支払明細書を提出するので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する賞与支払明細書により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の賞与支払明細書において確認できる賞与額及び保険料控除額から、75万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「管轄社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出していない。」と回答していることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東神奈川厚生年金 事案 8672

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和57年3月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年2月25日から同年3月25日まで
私は、A社に継続して勤務していたが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。
調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、C健康保険組合の記録及び事業所が保管している経歴表から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（同社B事業所から同社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、事業所の回答及び同僚の記録から、昭和57年3月25日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和57年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出の誤りを認めていることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和57年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付さ

れるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 10 月から 61 年 3 月までの期間及び 62 年 4 月から平成 3 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 10 月から 61 年 3 月まで
② 昭和 62 年 4 月から平成 3 年 3 月まで

私は、昭和 28 年に飲食店に住み込みで就職し、同店の店主が、私の国民年金の加入手続きを行い、36 年 4 月からの国民年金保険料を納付してくれていた。

私は、独立した昭和 40 年 4 月から、自身で国民年金保険料を納付し、その後、妻が国民年金に加入してからは、夫婦二人分の保険料を一緒に未納無く納付し続けていたにもかかわらず、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、独立した昭和 40 年 4 月から、自身で国民年金保険料を納付していたと述べているが、申立期間①及び②当時の保険料の納付金額及び納付時期についてははっきり憶^{おぼ}えていないことから、合計 60 か月以上に及ぶ当該期間当時の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、申立人の妻が国民年金に加入してからは、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張しているが、申立期間①及び②当時居住していた市の国民年金被保険者収滞納一覧表及びオンライン記録では、その妻の当該期間の保険料も未納となっている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、口頭意見陳述においても、申立人が当該期間の保険料を納付していた事実を裏付ける新たな証言や資料を得ることができず、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる

周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月まで

私が職場を退職した昭和 62 年 4 月頃、私の母親が市役所で私の国民年金の加入手続を行った。

国民年金保険料については、母親又は私が納付していたが、母親からは、ある程度まとめて私の保険料を納付したこともあると聞いたことがある。私も具体的な記憶は無いが、郵便局又は金融機関で保険料を納付していたと思う。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、職場を退職した昭和 62 年 4 月頃に国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された第 3 号被保険者の被保険者資格取得の処理日から 63 年 7 月頃と推認できるため、加入手続時期が申立内容と一致しない。

また、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたとするその母親からは、当該加入手続や、保険料の納付について、具体的な証言を得ることができない上、申立人も自身の保険料の納付について、具体的な納付方法及び保険料額等に関する記憶が無いことから、申立期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 6 月 1 日から 42 年 4 月 1 日まで
私は、申立期間において、A社（現在は、B社）C支店に入社し、D地で勤務していたが、厚生年金保険の記録では当該期間が被保険者期間となっていない。
調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

女性の同僚が「申立人は、私がA社C支店の仕事をするようになった昭和41年10月の少し前から働いていた。42年4月時点でも働いていたことを覚えている。」と供述していることから、申立人が申立期間にA社C支店の仕事に従事していたことがうかがえる。

しかし、B社は、「申立期間当時の女子社員は、各支店で採用され厚生年金保険の加入手続は支店ごとに行っていた。」と回答しているところ、上記の同僚は、A社C支店においては厚生年金保険の被保険者となっていない。

また、B社は、「当社C支店に申立期間当時の在籍者名簿などの資料が一切残っていないため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。」と回答している。

さらに、申立人は、「元夫に言われてA社C支店に入社した。同社C支店の社員で記憶しているのは、元夫とE職の従業員だけだ。」と供述しているが、元夫及びE職の従業員は既に死亡している上、上記の同僚は、「私も申立人もF班で勤務していた。同班の女性は二人だけだった。」と述べているところ、F班の班長も既に死亡しているため、申立人の申立期間における保険料控除について確認することができない。

加えて、A社C支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の名前の記載は無く、健康保険番号に欠番は無い。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。